

奈良市公報

号 外 第 14 号

平成21年 9月16日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市契約規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………11
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………21
- 奈良市臨時職員に関する規則等の一部を改正する規則
……………21

告 示

- 梅の郷月ヶ瀬温泉の開場時間及び休場日の変更……………21
- 計量法の規定による特定計量器の定期検査の実施……………21
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定……………22
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………23
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………23
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定……………23
- 放置自転車等の保管……………23
- 国土調査の実施……………24
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………24
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………24
- 開発行為に関する工事の完了……………24
- 放置自転車等の保管……………24
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………24
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………25
- 放置自転車等の保管……………25
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………25
- 放置自転車等の保管（3件）……………25

訓 令 甲

- 奈良市職員服務規程及び奈良市職員の勤務時間等に関
する規程の一部を改正する訓令……………26

公 平 委 員 会

- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部
を改正する規則……………28
- 職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則
……………28
- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す
る規則……………28

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………28
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃
止の届出（2件）……………29

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………29
- 奈良市水道局職員就業規則等の一部を改正する規程……………29

教 育 委 員 会

- 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を
改正する規則……………29

選挙管理委員会

- 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する規程の一部を改正する規程……………30

規 則

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 4月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第35号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を
次のように改正する。

第27条中「3.7パーセント」を「3.6パーセント」に改め
る。

別記2の第34条第6項中「3.7パーセント」を「3.6パー
セント」に改め、第41条第3項中「円」を「回」に改め、
第45条第2項及び第3項中「3.7パーセント」を「3.6パー
セント」に改め、第49条第1項中「前条第1項」を「第47
条第1項及び前条第1項」に改め、第51条第3項中「第47
条」を「第47条又は第48条」に、「3.7パーセント」を「3.6
パーセント」に改め、同条第8項中「第47条」を「第47条
又は第48条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、
別記2の第41条第3項、第49条第1項、第51条第3項
（「第47条」を「第47条又は第48条」に改める部分に限る。）
及び第51条第8項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）
による改正後の奈良市契約規則の規定は、平成21年5月
1日以後の締結に係る契約から適用する。

（平成21年4月30日揭示済）

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成21年 4月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第36号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第70条第2項中「人事課長」の次に「及び行政経営課長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年4月30日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

「

期 別	第 1 期 (円)	第 2 期 (円)	第 3 期 (円)	第 4 期 (円)
-----	-----------	-----------	-----------	-----------

を

普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限				
期 別	第 1 期 (円)	第 2 期 (円)	第 3 期 (円)	第 4 期 (円)

に、

雑損・医療・寄附金	を	雑損・医療費
-----------	---	--------

に、

課 税 標 準	区 分	金 額 (円)	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
	山林・退職・総所得			

を

課 税 標 準	区 分	金 額 (円)	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
	山林・退職・総所得			

に、

税 額 等	所 得 割 額		
	均 等 割 額		
	年 税 額		
	特 別 徴 収 税 額		
	差 引 普 通 徴 収 税 額		

を

税 額 等	所 得 割 額		
	均 等 割 額		
	年 税 額		
	上記年税額	給与から特別徴収の方法によって徴収する額	
	の徴収方法	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額	
	別の内訳	普通徴収の方法によって徴収する額	

に改め、

平成21年4月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第37号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「条例第44条」の次に「並びに法第321条の7の5」を加え、「第42号様式」の次に「、第43号様式」を加える。

第5条の3の見出し及び同条本文中「第47条の2第1項第4号」を「第47条の2第1項第5号」に改める。

別記第41号様式（1枚目）中

同様式（2枚目）中

口 座 番 号	金 額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
— —											

を

口 座 番 号	金 額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
— —											

に、

「 年度 市民税・県民税領収証書
(— — 奈良市会計管理者) 」を

「 年度 市民税・県民税領収証書 に改め、同様式（3枚目）中
口座番号 — — 加入者名 奈良市会計管理者 」

口 座 番 号	金 額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
— —											

を

口 座 番 号	金 額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
— —											

に、

「 年度 市民税・県民税領収証書
(— — 奈良市会計管理者) 」を

「 年度 市民税・県民税領収証書 に改める。
口座番号 — — 加入者名 奈良市会計管理者 」

別記第42号様式（1枚目）中

「 期 別 第 1 期 (円) 第 2 期 (円) 第 3 期 (円) 第 4 期 (円) 」を

「 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限
期 別 第 1 期 (円) 第 2 期 (円) 第 3 期 (円) 第 4 期 (円) 」に、

「 雑損・医療・寄附金 」を「 雑 損 ・ 医 療 費 」に、

課 税 標 準	区 分	金 額 (円)	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
	山林・退職・総所得			

を

課 税	区 分	金 額 (円)	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)
	山林・退職・総所得			

に、

標準				

税額等	所得割額		
	均等割額		
	年税額		
	特別徴収税額		
	差引普通徴収税額		

を

税額等	所得割額		
	均等割額		
	年税額		
	上記年税額	給与から特別徴収の方法によって徴収する額	
	の徴収方法	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額	
	別の内訳	普通徴収の方法によって徴収する額	

に改め、

同様式（2枚目）中

口座番号	金額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
— —											

を

口座番号	金額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
— —											

に、

「
年度 市民税・県民税領収証書
(— — 奈良市会計管理者) を
」

「
年度 市民税・県民税領収証書
口座番号 — — 加入者名 奈良市会計管理者 に改める。
」

別記第43号様式を次のように改める。

納税者

年度 市民税・県民税納税通知書

奈良市

次の納付額をそれぞれ
の納期限までに
納めてください。

年 月 日

奈良市長

印

通知書番号

普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限				
期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納付額				
納付済額・充当額				
差引納付額				
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額に係る還付金相当額

円

年度 市民税・県民税課税明細

所得等の明細 (給与・収入)	金 額	所得の明細 (長期譲渡所得・課税 長期譲渡所得・株式等譲渡所得・先物取引に係る雑所得)	金 額	特別控除等の明細 (長期譲渡特別控除額・短期譲渡特別控除額・本年庶分で差し引く 長期譲渡特別控除額・先物譲渡損益控除額)	金 額
総所得					
所 得					
利子・配当所得					
(公的年金収入)					
雑所得					
譲渡・一時所得					
総所得金額計					
山林・退職所得					
本年庶分で差し引く雑損控除額					

所得控除の明細	金 額
所得控除	
雑損・医療費	
社会保険・小企共	
生命保険料	
地震保険料	
障害・寡・勤	
配偶者・配特	
扶養控除	
基礎控除	
所得控除金額計	

所得控除の明細	金 額	所得の明細 (長期譲渡所得・課税 長期譲渡所得・株式等譲渡所得・先物取引に係る雑所得)	金 額	特別控除等の明細 (長期譲渡特別控除額・短期譲渡特別控除額・本年庶分で差し引く 長期譲渡特別控除額・先物譲渡損益控除額)	金 額
所得控除					
雑損・医療費					
社会保険・小企共					
生命保険料					
地震保険料					
障害・寡・勤					
配偶者・配特					
扶養控除					
基礎控除					
所得控除金額計					

市民税・県民税の公的年金からの特別徴収について

平成21年10月から、一定の公的年金を受給されている65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税を、公的年金から特別徴収（天引き）の方法により徴収する制度が始まります。
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際にその支払者が徴収します。

あなたの市民税・県民税を、下記の公的年金から特別徴収の方法によって徴収します。

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び公的年金の種類	
支払者の名称	
公的年金の種類	

通知書番号	
-------	--

(注) 裏面に、課税の根拠、納期限までに納付しなかった場合における延滞金の徴収についての措置、この通知書について不服がある場合における救済方法、税額の計算方法等について記載する。

本年度分の市民税・県民税のうち、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月等	(円)	(円)	(円)
徴収月等			
年 月			
年 月			
年 月			
合計額（上記3回の合計額）			

また、あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

公的年金から仮特別徴収分として徴収する額及び徴収月	(円)	(円)	(円)
徴収月			
年 月			
年 月			
年 月			

(2 枚目)

奈良市

年度 市民税・県民税領収済通知書

公

口 座 番 号	金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名	奈良市会計管理者								
通知書番号	全期納付取扱期限								
		全 期 分		期 別					

納付税額	円	延滞金額	円	領収日付印
納税者 住所 氏名				
コ ン ビ ニ ー 収 納 用				
		取金	融	金
		り	ま	の
		融	機	関
		入	金	

奈良市

年度 市民税・県民税 納入書

公

口 座 番 号	加入者名	奈良市会計管理者	円
金額	納税者名		
年 通知書番号	度	期 別	
全 期 分	納付税額	円	
全 期 納 付	取 扱 期 限	年 月 日	
		領 収 日 付 印	

奈良市

年度 市民税・県民税領収証書

公

口 座 番 号	加入者名	奈良市会計管理者	円
納 税 者			
通知書番号	全期納付取扱期限	年 月 日	
		領 収 日 付 印	
全期分納付税額	円		

上記のとおり領収しました。
奈良市会計管理者

(納税者保管・この領収証書は5年間保管してください。)

(注) 1 裏面に、指定金融機関（統括店）の領収日付印欄を設ける。
2 余白及び裏面に、納付場所その他の納付に関する説明を記載する。

(3枚目)

奈良市

年度 市民税・県民税領収済通知書

公

口 座 番 号	金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名	奈良市会計管理者	納期限							
通知書番号		第 1 期 分							
		期 別							

納 付 税 額	円	延 滞 金 額	円	領 収 日 付 印
納税者 住所 氏名				
		取金 り融 ま機 関		

奈良市

年度 市民税・県民税 納入書

公

口 座 番 号	金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名	奈良市会計管理者	納税者名							
通知書番号		年 度							
		期 別							
納付税額	円	延滞金額							
延滞金額	円	納 期 限							
納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印							

奈良市

年度 市民税・県民税領収証書

公

口 座 番 号	金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名	奈良市会計管理者	納税者							
通知書番号		年 度							
		期 別							
納付税額	円	延滞金額							
延滞金額	円	納 期 限							
納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印							

通知書番号

第1期分納付税額	円	延 滞 金 額	円	合 計 額	円
----------	---	---------	---	-------	---

上記のとおり領収しました。
奈良市会計管理者

納 期 限
年 月 日
領 収 日 付 印

(納税者保管・この領収証書は5年間保管してください。)

- (注) 1 4枚目から6枚目までは第2期分から第4期分までの領収書、領収済通知書とし、当該様式は第1期分に準じる。
- 2 裏面に指定金融機関（統括店）の領収日付印欄を設ける。
- 3 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

別記第44号様式中

口 座 番 号	金 額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円	を
— —												

口 座 番 号	金 額	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円	に、
— —												

「 年度市民税・県民税納税通知書兼領収証書（過年度分）
（ — — 奈良市会計管理者） 」 を

「 年度市民税・県民税納税通知書兼領収証書（過年度分）
口座番号 — — 加入者名 奈良市会計管理者 」 に改める。

別記第54号様式を次のように改める。

別記第69号様式（1枚目）を次のように改める。

年度

固定資産税・都市計画税納税通知書

納税者 住所・氏名

奈良市

つぎのとおり納付してください。

年 月 日

奈良市長 図

課土地税家屋課標準価額合計年税額減税額徴収猶予税額合年税額

都市計画税（円）

通知書番号

第1期

第2期

第3期

第4期

納付税額

円

円

円

円

納期限

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

説明

- 賦課の根拠
- 納期限までに納付しなかった場合における延滞金の徴収についての措置
- この通知書について不服がある場合における救済方法

別記第69号様式（2枚目）中

「口座番号記号」を「口座記号番号」に、

口座記 号番号	
金 額	円
加入者	奈良市会計管理者
納税者名	

を

口座番号	
加入者名	奈良市会計管理者
金 額	円
納税者名	

に、

全 期 分	円
納付税額	円

を

全 期 分	円
納付税額	

に改め、

同様式（3枚目）中

「口座番号記号」を「口座記号番号」に、

口座記 号番号	
金 額	円
加入者	奈良市会計管理者
納税者名	

を

口座番号	
加入者名	奈良市会計管理者
金 額	円
納税者名	

に改める。

別記第75号様式中

年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書			
年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書			
口座番号	- -	加入者名	奈良市会計管理者

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第69号様式の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（平成21年 4月30日揭示済）

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第38号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に改め、同条第2項中「第115条の20第1項」を「第115条の22第1項」に改める。

第12条第1項中「第78条の5」を「第78条の5第1項」に、「第115条の14」を「第115条の15第1項」に改め、同条第2項中「第115条の23」を「第115条の25第1項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第78条の5第2項、法第115条の15第2項及び法第115条の25第2項の規定による事業の廃止又は休止に係る届出は、事業所等廃止・休止届出書（別記第39号様式）により行うものとする。

第12条に次の1項を加える。

4 法第78条の5第1項、法第115条の15第1項及び法第115条の25第1項の規定による事業の再開に係る届出は、

事業所等再開届出書（別記第39号様式の2）により行うものとする。

第12条の次に次の2条を加える。

（業務管理体制及び区分変更の届出）

第12条の2 法第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する届出及び法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制届出書（別記第39号様式の3）により行うものとする。

（業務管理体制に係る届出事項の変更の届出）

第12条の3 法第115条の32第3項の規定による業務管理体制に係る届出事項の変更の届出は、業務管理体制変更届出書（別記第39号様式の4）により行うものとする。

第13条中「第78条の7」を「第78条の8」に改める。

第14条中「第78条の11」を「第78条の12」に、「第115条の19」を「第115条の21」に、「第115条の28」を「第115条の31」に改める。

第15条第1項中「第78条の10」を「第78条の11」に、「第115条の18」を「第115条の20」に改め、同条第2項中「第115条の27の」を「第115条の30の」に、「法第115条の27各号」を「同条各号」に改める。

第16条中「第115条の39第3項」を「第115条の45第3項」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第8条関係)

(1枚目)

年度
介護保険料決定通知書

年度分の介護保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	
調定コード	

年度 (年度相当)	円
保険料額	

介護保険料の算定基礎及び納付方法
については、右記をご覧ください。

田月年

奈良市長



介護保険料の算定基礎

期 間 (月)	① 月 数	所得段階区分	②保険料率(年額)	③ 保 険 料 額

③保険料率は②保険料額に①月数／12ヶ月を掛けて算出しています。(100円未満の端数は切り捨てしています。)

介護保険料の納付方法

イ、特別徴収	円
ロ、普通徴収	円
合計	円

(注) 余白に問い合わせについて、裏面に介護保険料の賦課の根拠、介護保険料所得段階区分等について記載する。

(2枚目)

(イ) 特別徴収

期別保険料

介護保険法第135条の規定により、第1号被保険者(65歳以上の方)のうち、年額 万円以上の老齢・退職年金、遺族年金及び障害年金を受給している方は、年金定期支払時(偶数月)において、下記の年金から特別徴収により徴収します。

期別(年金支払月)	保険料額
第1期()	円
第2期()	円
第3期()	円
第4期()	円
第5期()	円
*第6期()	円
合 計	円

特別徴収義務者 (年金保険者)	
特別徴収対象年金	

(ロ) 普通徴収

期別保険料額及び納期限

期別	保険料額	納 期 限
第1期	円	年 月 日
第2期	円	年 月 日
第3期	円	年 月 日
第4期	円	年 月 日
第5期	円	年 月 日
第6期	円	年 月 日
第7期	円	年 月 日
第8期	円	年 月 日
第9期	円	年 月 日
第10期	円	年 月 日
合計	円	

同封の納付書により、納期限までに納付してください。

★ 口座振替制度をご利用されているみなさまへ

左記保険料をあなたの指定された下記の金融機関の預貯金口座から振替します。(振替指定日はそれぞれの納期限の日です。)

金融機関名	
口座番号	
口座名義人	

(注) 余白に特別徴収の仮徴収期間中の仮徴収額及び本通知書を代替の通知書とすること、口座振替済通知書について、裏面に納期、不服申立て及び取消訴訟、口座振替等について記載する。

(3枚目)

年度 介護保険料領収済通知書(奈良市) (年度相当) (公)

口座番号	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
加入者名	奈良市会計管理者	納期限	備考						
被保険者番号	調定コード	期別							

介護保険料納入書(奈良市) (公)

口座番号	金額	円
加入者名	奈良市会計管理者	
納付義務者名		
年 度	相 当	期 別
調定コード		
被保険者番号		
保険料額	延 滞 金 額	円
納付義務者 住所氏名	収納代行	
収納代行	(奈良市/CVS本部保管)	
取金	融	南都銀行
ま	機	大阪府金庫センター
し	関	〒530-8704

介護保険料通知書領収証書(奈良市) (公)

調定コード	年 月 日
被保険者番号	領 収 日 付 印
保険料額	(印紙不要) (納付義務者保管)
延滞金額	
合計金額	
上記のとおり領収しました。 奈良市会計管理者	

(注) 1 裏面に指定金融機関（統括店）の領収日付印の押印欄を設ける。
2 第2期から第10期までについては、この様式に準じる。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第8条関係）

介護保険料納付督促状

あなたの介護保険料については、納期限を過ぎて未納となっております。

年度 (年度相当)	介護保険料
第 期分	円

被保険者番号	
調定コード	

指定納期限までに添付の納付書で必ず納付してください。

年	月	日	
指定納期限	年	月	日

奈良市長 団

* 本書到着の際、すでに納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。

介護保険料納入書(奈良市) ㊦

口座番号	金額	円
加入者名	奈良市会計管理者	
被保険者番号	調定コード	期別

保険料額 円 延滞金額 円 領収日付印

納付義務者 住所氏名

収納代行

(奈良市/CVS本部保管)

取金
り融
と機
の関

南都銀行

大塚貯金庫株式会社

〒630-8704

介護保険料領収証書(奈良市) ㊦

調定コード	年 月 日	
年 度	相 当	期 別
被保険者番号	保 險 料 額	円
延滞金額	円	
合計金額	円	

上記のとおり領収しました。

奈良市会計管理者

(納付義務者保管)

(注) 余白に納付場所等について、裏面に問い合せ先、延滞金の算出方法、納付場所、滞納処分、滞納した場合の給付措置、不服申立て及び取消訴訟について記載する。

別記第39号様式を次のように改める。

第39号様式（第12条関係）

事業所等休止・廃止届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
届出者 名 称
代表者氏名 印

次のとおり事業を休止（廃止）しますので届け出ます。

介護保険事業所番号											
休 止 （ 廃 止 ） す る 事 業 所	名 称										
	所在地										
休 止 ・ 廃 止 の 別		休 止 ・ 廃 止									
休 止 （ 廃 止 ） す る 年 月 日		年 月 日									
休 止 （ 廃 止 ） す る 理 由											
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置											
休 止 予 定 期 間		年 月 日～ 年 月 日									

備考 休止又は廃止する日の1月前までに届けてください。

別記第39号様式の次に次の 3 様式を加える。

第39号様式の 2 （第12条関係）

事業所等再開届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地
届出者 名 称
代表者氏名 ㊟

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号											
再 開 し た 事 業 所	名 称											
	所在地											
再 開 し た 年 月 日	年 月 日											

備考 事業の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

第39号様式の 3 （第12条の 2 関係）

受付番号	
------	--

業務管理体制届出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

所在地
届出者 名 称
代表者氏名 ㊟

次のとおり業務管理体制について届け出ます。

		事業者（法人）番号														
届 出 の 内 容		整備 ・ 区分の変更														
事業者	フリガナ															
	名 称															
	主たる事務所の所在地	郵便番号														
		住 所														
	連絡先	TEL FAX														
	法人の種類別															
代表者	職 名 ・ 氏 名	職 名		フリガナ					生年月日							
	生 年 月 日	名		氏 名												
	郵便番号															
	住 所															
事業所	名 称	計 箇所														
	指定（許可）年月日															
	介護保険事業所番号															
	(医療機関等コード)															
	所 在 地															
法令遵守責任者		フリガナ					生年月日									
		氏 名														
業務が法令に適合することを確保するための規定の概要																
業務執行の状況の監査の方法の概要																
区分変更	区分変更前行政機関															
	名称、担当部（局）番号															
	事業者（法人）番号															
	区分変更後行政機関															
	名称、担当部（局）番号															
	区 分 変 更 日															

第39号様式の 4 （第12条の 3 関係）

受付番号	
------	--

業務管理体制変更届出書

年 月 日

（あて先）奈良市長

所在地

届出者 名 称

代表者氏名 ㊟

次のとおり業務管理体制の届出事項を変更しましたので届け出ます。

事業者（法人）番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更した事項 (該当するものの番号に○を付すこと。)
1 法人の種別又は名称（フリガナ）
2 主たる事務所の所在地、電話番号又はファクシミリ番号
3 代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所又は職名
4 事業所の名称等又は所在地
5 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）又は生年月日
6 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要
7 業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 内 容
(変更前)
(変更後)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 5月 1日から施行する。ただし、別記第 6 号様式及び第14号様式の改正規定は、同年 6 月 1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市介護保険規則第12条第 3 項及び別記第39号様式の規定は、平成21年 6 月 1 日以後に事業を廃止し、又は休止した事業所について適用し、同日前に事業を廃止し、又は休止した事業所については、なお従前の例による。

(平成21年 4 月30日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年 4 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第39号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年奈良市条例第 8 号）の施行期日は、平成21年 5 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年 4 月30日揭示済)

奈良市臨時職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4 月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第40号

奈良市臨時職員に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市臨時職員に関する規則の一部改正)

第 1 条 奈良市臨時職員に関する規則（平成 2 年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第12条中「 8 」を「7.75」に改める。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 6 年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「45分間とする」を「 1 時間とする。ただし、業務又は勤務条件の特殊性その他の事由により、これにより難い職員の休憩時間については、別に定める」に改める。

第11条第 1 項中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 3 項第 1 号ア中「法定労働時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第 1 項に規定する労働時間をいう。以下この項において同じ。）」を「38時間45分」に改め、同号イ中「法定労働時間に」を「38時間45分に」に、「法定労働時間と同じ」を「38時間45分である」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 5 月 1日から施行する。

(平成21年 4 月30日揭示済)

告

示

奈良市告示第195号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり開場時間及び休場日を変更します。

平成21年 4 月16日

奈良市長 藤 原 昭

1 施設名

梅の郷月ヶ瀬温泉

2 変更する期間

平成21年 5 月 1 日から翌年 3 月31日まで

3 開場時間

午前10時から午後 8 時30分までとする。ただし、入場は、午後 8 時までとする。

4 休場日

(1) 1 月及び 4 月から12月の第 1 及び第 3 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 6 月及び12月の第 1 火曜日の翌日

(3) 12月30日から同月31日

(平成21年 4 月16日揭示済)

奈良市告示第196号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第 2 項の規定により次のとおり公示します。

平成21年 4 月16日

奈良市長 藤 原 昭

区 域	区 分	月 日（曜日）	時 間	場 所
都祁地区	質量計	5月21日（木）から 6月26日（金）	午前 9 時30分から午後	特定計量器の所在場所

及び月ヶ瀬 地区を除く 市内全域	まで（日曜日及び土曜日を除く）	4 時まで	
	6 月29日（月）	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	奈良県農業協同組合田 原支店
	6 月30日（火）	午前10時から正午まで	柳生公民館
		午後 1 時30分から午後 3 時30分まで	東部出張所
	7 月 1 日（水）	午前10時から正午まで	春日公民館
		午後 1 時から午後 4 時 まで	南部公民館
	7 月 2 日（木）	午前10時から正午まで	伏見連絡所
		午後 1 時から午後 4 時 まで	都跡公民館
	7 月 3 日（金）	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	平城連絡所
	7 月 7 日（火）	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	鼓阪小学校
	7 月 9 日（木）	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	鶴舞小学校
	7 月13日（月）	午前 9 時30分から午後 4 時まで	特定計量器の所在場所
	7 月14日（火）から 7 月16日（木） まで	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	奈良市ならまちセンター
	7 月17日（金）	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	富雄公民館
	7 月21日（火）	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	佐保小学校
	7 月23日（木）、7 月24日（金）、 7 月27日（月）、7 月28日（火）	午前10時から正午まで 及び午後 1 時から午後 3 時まで	奈良市計量検査所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号）において行う。

（平成21年 4 月16日揭示済）

平成21年 4 月17日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市告示第197号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
カヤキ設備工業所	代表者 榎木 勝祥	奈良県奈良市古市 町1223番地の 3	平成21年 4 月16日

(平成21年 4 月17日揭示済)

奈良市告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 4 月21日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
うらもとクリニック	奈良県奈良市四条大路一丁目3-53エイジングコート 奈良新大宮 1 階	平成21年 4 月 1 日

まりん薬局新大宮

奈良県奈良市四条大路一丁目3-53エイジングコート
奈良新大宮 1 階

平成21年
4 月 1 日

(平成21年 4 月21日揭示済)

奈良市告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 4 月21日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
まりん薬局新大宮	奈良県奈良市四条大路一丁目 3－53エイジングコート奈良 新大宮 1 階	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年 4 月 1 日
有限会社 安倉商事	大阪府大阪市西区靱本町二丁 目 9－11		平成21年 4 月 1 日

(平成21年 4 月21日揭示済)

奈良市告示第200号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 4 月21日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
平城設備	代表者 岡西 浩希	奈良県奈良市西ノ京町1-37	平成21年 4 月17日

(平成21年 4 月21日揭示済)

奈良市告示第201号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 4 月21日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年 4 月21日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市企画部交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成21年 4月21日揭示済)

奈良市告示第202号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。
平成21年 4月22日

奈良市長 藤原 昭

- 事業計画が公示された年月日
平成21年 4月21日（平成21年奈良県告示第17号）
- 調査を実施する者の名称
奈良市
- 調査地域
奈良市小倉町及び針ヶ別所町の一部の地域
- 調査期間
平成21年 4月22日から平成22年 3月31日まで
(平成21年 4月22日揭示済)

奈良市告示第203号

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
浅岡 大祐		柔道整復	平成21年 3月27日
さとうはりきゅう整骨院 (浅岡 大祐)	奈良県奈良市大宮町七丁目 2-12		

(平成21年 4月23日揭示済)

奈良市告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年 4月23日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成21年 3月19日 奈良市指令都整開 第08A-40号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年 4月23日 第1165号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路三丁目943番2、943番4、945番、946番の一部、947番1、952番、953番1、953番2、953番3、954番1、954番2、954番3、954番5、954番6及び954番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区上野7丁目14番4号
大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島長男

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 4月23日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
やぐら歯科内科	奈良県奈良市朱雀三丁目 3-6	平成21年 4月1日
やぐら歯科内科	奈良県奈良市朱雀三丁目 3-6	平成21年 4月1日

(平成21年 4月23日揭示済)

奈良市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年 4月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第206号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 4月23日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年 4月23日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成21年 4月23日揭示済)

奈良市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定に

より次のとおり告示します。

平成21年 4 月23日

奈良市長 藤 原 昭

1 規約の変更

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所	代表者の住所	奈良市西大寺竜王町 一丁目1527番地の11 竜王神社 社務所

変更の年月日 平成21年 4 月12日

2 代表者の変更

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の 氏名及び 住所	奈良市西大寺竜王町 一丁目 1 番 4 号 代表者 中川 幸治	奈良市西大寺竜王町 一丁目 3 番 1 号 代表者 西田 定幸

変更の年月日 平成21年 4 月12日

(平成21年 4 月23日揭示済)

奈良市告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 4 月23日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
つくだクリニック	奈良県奈良市大宮町一丁目 1 - 32奈良交通第 3 ビル 2 階	平成21年 4 月 1 日

(平成21年 4 月23日揭示済)

奈良市告示第209号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 4 月24日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年 4 月24日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 4 月24日揭示済)

奈良市告示第210号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により二名城ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年 4 月27日

奈良市長 藤 原 昭

1 規約の変更

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所	会長宅	奈良市二名四丁目 1193番地の131 二名城ヶ丘公民館

変更の年月日 平成21年 4 月12日

2 代表者の変更

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の 氏名及び 住所	奈良市二名四丁目 1193番地の67 代表者 前澤 修二	奈良市二名四丁目 1193番地の84 代表者 堂後 陽輔

変更の年月日 平成21年 4 月12日

(平成21年 4 月27日揭示済)

奈良市告示第211号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 4 月27日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年 4 月27日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 4 月27日揭示済)

奈良市告示第212号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 4 月28日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年 4 月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 4月28日揭示済)

奈良市告示第213号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 4月30日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年 4月30日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 4月30日揭示済)

別表を次のように改める。

所属	勤務場所	職員	勤務区分		勤 務 時 間		休憩時間	週 休 日
管財課	庁舎管理係	保安員	交替勤務	日 勤	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで		1 時間	職員ごとに 4 週間につき 6 日の割合で所属長が定める日
				夜 勤	午後 5 時15分から翌日の午前 8 時30分まで		2 時間	
			日 勤		午前 8 時30分から午後 5 時15分まで		1 時間	日曜日及び土曜日
市民課	市民サービスセンター	一般事務職	日 勤		午前 8 時30分から午後 5 時15分まで		1 時間	職員ごとに 8 週間につき 16日の割合で所属長が定める日
生活環境課	火葬場	火夫	日 勤		午前 9 時から午後 5 時まで		1 時間	日曜日及び職員ごとに 4 週間につき 2 日の割合で所属長が定める日
病院事業課	都祁診療所	医師	日 勤		1 週間当たり38時間45分とする。	勤務時間が 6 時間を超え 8 時間までのときは45分、8 時間を超えるときは 1 時間とする。		職員ごとに所属長が別に定める。
		医師を除く全員		時 差 勤 務				
文化・スポーツ振興課	南部体育館	全員	日 勤		平 日	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで	1 時間	日曜日及び職員ごとに 8 週間につき 7 日の割合で所属長が定める日（6 日は、毎月の第 1 土曜日及び第 3 土曜日を含む土曜日とする。）
					土曜日	午前 8 時30分から午後 0 時30分までの間において、8 週間につき 4 時間 1 回 3 時間45分 1 回	—	

訓 令 甲

奈良市訓令甲第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程及び奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員服務規程及び奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(奈良市職員服務規程の一部改正)

第1条 奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「午後0時45分」を「午後1時」に改める。

(奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第2条 奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

男女 共同 参画 課	男女 共同 参画 セン ター	全 員	時 差 勤 務		1 週間当たり38時間45分とする。		1 時間	火曜日及び職員ごとに 6 週間につき 6 日の割合で所属長が定める日
図 書 館	図 書 館	全 員	時 差 勤 務		1 週間当たり38時間45分とする。		1 時間	月曜日及び職員ごとに 4 週間につき 4 日の割合で所属長が定める日
子 育 て 課	ファミ リー・ポ ート・セ ンター	一 般 事 務 職	日	勤	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで		1 時間	日曜日及び火曜日
保 育 課	保 育 園	看 護 師	日	勤	午前 8 時30分から午後 5 時まで		45分	日曜日及び土曜日
		看 護 師 を 除 く 全 員	時 差 勤 務		1 週間当たり38時間45分とする。		45分	日曜日及び職員ごとに 6 週間につき 4 日の割合で所属長が定める日（2 日は、土曜日とする。）
	児 童 館	全 員	日	勤	平 日	午前 8 時30分から午後 5 時15分まで	1 時間	日曜日及び職員ごとに 8 週間につき 7 日の割合で所属長が定める日（6 日は、毎月の第 1 土曜日及び第 3 土曜日を含む土曜日とする。）
					土曜日	午前 8 時30分から午後 0 時30分までの間において、8 週間につき 4 時間 1 回 3 時間45分 1 回	—	
環 境 清 美 部	収 集 課	全 員	日 勤		午前 7 時30分から午後 4 時まで		45分	日曜日及び土曜日
	まち 美化 推進 課	全 員	日 勤		午前 7 時30分から午後 4 時まで		45分	日曜日及び土曜日
	環 境 清 美 工 場	焼 却 炉 勤 務 職 員	交 替 勤 務	日勤(1)	午前 8 時30分から午後 5 時まで		45分	職員ごとに 4 週間につき 6 日の割合で所属長が定める日
				日勤(2)	午前 8 時30分から午前11時15分まで		—	
				夜 勤	午後 5 時から翌日の午前 8 時30分まで		1 時間30分	
	焼 却 炉 勤 務 職 員 を 除 く 全 員	日 勤		午前 8 時30分から午後 5 時まで		45分	日曜日及び土曜日	

	上記以外の環境清美部	全 員	日 勤	午前 8 時30分から午後 5 時まで	45分	日曜日及び土曜日
備考 職員の勤務の割振りその他必要な事項については、所属長が別に定めるものとする。						

附 則
この訓令は、平成21年 5 月 1 日から施行する。
(平成21年 4 月30日揭示済)

公平委員会

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 4 月30日

奈良市公平委員会
委員長 森 田 功

奈良市公平委員会規則第 1 号
不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年奈良市公平委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 号中「日当」を「旅行雑費」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成21年 4 月30日揭示済)

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 4 月30日

奈良市公平委員会
委員長 森 田 功

奈良市公平委員会規則第 2 号
職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年奈良市公平委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第49条の 2 に規定する不服申立て、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は地方公務員災害補償法第51条第 1 項若しくは第 2 項の規定による補償に関する決定に対する審査の請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、不利益処分についての不服申立て及び勤務条件に関する措置の要求に関する事案について、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 3 条中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第 4 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、不利益処分についての不服申立て及び勤務条件に関する措置の要求に関する事案について、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成21年 4 月30日揭示済)

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 4 月30日

奈良市公平委員会
委員長 森 田 功

奈良市公平委員会規則第 3 号
奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「政策監 法令遵守監察監」を「法令遵守監察監」に、「事務能率係長」を「研修係長」に、「福利厚生係長」を「及び福利厚生係長」に、「財政企画係長、財政第一係長」を「財政第一係長」に改める。

別表教育委員会事務局の項中「所長」を「所長 室長」に、「所長補佐」を「所長補佐 室長補佐」に改める。

別表監査委員事務局の項中「課長」を「課長 主幹」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成21年 4 月 1 日から適用する。
(平成21年 4 月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 9 号
奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 4 月17日
奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
-----	-------	-------	-------

有限会社 安達住設ガス 電器商会	代表取締役 勝本 治雄	奈良県磯城郡田 原本町大字新町 261番地	平成21年 4 月 7 日
------------------------	----------------	-----------------------------	------------------

(平成21年 4 月17日揭示済)

奈良市水道局告示第10号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 4 月17日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
株式会社 広和	代表取締役 藤井 幹久	奈良市法華寺町 630番地の15	平成21年 4 月 7 日

(平成21年 4 月17日揭示済)

奈良市水道局告示第11号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 4 月22日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
東栄技建工業	村田 綾子	奈良市八条三丁 目671－ 1	平成21年 4 月16日

(平成21年 4 月22日揭示済)

奈良市水道局告示第12号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 4 月22日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
東栄技建工業	代表 池澤 有加里	奈良市八条三丁 目671番地の 1	平成21年 4 月16日

(平成21年 4 月22日揭示済)

奈良市水道局管理規程第 7 号

奈良市水道局職員就業規則等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 4 月30日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局職員就業規則等の一部を改正する規程（奈良市水道局職員就業規則の一部改正）

第 1 条 奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 2 号中「午後 0 時45分」を「午後 1 時」に改め、同条第 2 項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改める。

第38条第 1 項第 3 号中「40時間」を「38時間45分」に改める。

（奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正）

第 2 条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中「法定労働時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第 1 項に規定する労働時間をいう。第23条第 2 項において同じ。）」を「38時間45分」に改める。

第23条第 2 項中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

（奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程の一部改正）
第 3 条 奈良市水道局非常勤嘱託職員に関する規程（平成 6 年奈良市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「 8 時間」を「 7 時間45分」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 5 月 1 日から施行する。

(平成21年 4 月30日揭示済)

教 育 委 員 会

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4 月24日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 4 号

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則（昭和47年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、休息时间」を削る。

別表休憩時間の欄中「45分」を「1時間」に改め、同表備考中「、休息时间」を削る。

附 則

この規則は、平成21年 5月 1日から施行する。
(平成21年 4月24日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 7 号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成21年 4月20日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 6 年奈良市選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第 7 号）第13条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第 5 条第 1 項中「（燃料供給業者）」の次に「にあっては当該証明書のほかに第 2 条第 2 項の確認書及び前条第 2 項その 2

に規定する書面の写し」を加える。

別記第 1 号様式その 1 備考 2 中「「燃料代」にあっては」の次に「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号及び」を加え、同様式その 1 の備考に次のように加える。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

別記第 2 号様式その 1 中

「 3 確認申請金額 円 」を

「 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 に

4 確認申請金額 円 」

改め、同様式その 1 備考 3 を同様式その 1 備考 4 とし、同様式その 1 備考 2 の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

別記第 3 号様式その 1 中

「 3 確認金額 円 」を

「 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 に

4 確認金額 円 」

改め、同様式その 1 備考 2 中「ください。」の次に「なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。」を加える。

別記第 4 号様式その 1 中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その 1 備考 1 中「この証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加える。

別記第 4 号様式その 2 を次のように改める。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行何選挙 候補者 氏 名[㊤]

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		ℓ	円	

- 備考
- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4 燃料供給業者が奈良市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、奈良市に支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

別記第4号様式その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その3備考1中「この証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その3備考6を同様式その3備考7とし、同様式その3備考2から同様式その3備考5までを同様式その3備考3から同様式その3備考6までとし、同様式その3備考1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

「5 振込先」

「5 金融機関名、口座名及び口座番号」

」を

金 融 機 関 名		本（支）店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金（番号を○で囲んでください）		
口座番号	（右詰めで記入してください）		
フリガナ 口座名義人			

改め、同部分の備考1中「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）」を加え、同部分の

備考3を次のように改める。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別記第6号様式その1（別紙）その2(2)を次のように改める。

(2) 燃料代

販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号	販 売 金 額 (イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備 考
年 月 日		()円×()ℓ = 円			
年 月 日		()円×()ℓ = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計) 欄又は(ロ)の(計) 欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「販売金額(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第6号様式その1の2(別紙)以外の部分中

「5 振込先」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 (支) 店 名	
金融機関コード		支 店 コ ー ド	
預 金 種 目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金 (番号を○で囲んでください)		
口 座 番 号	(右詰めで記入してください)		
フリガナ			
口座名義人			

改め、同部分の備考3を削り、同部分の備考4を同部分の備考3とする。

別記第6号様式その2(別紙)以外の部分中

「5 振込先」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 (支) 店 名	
金融機関コード		支 店 コ ー ド	
預 金 種 目	1 普通預金 2 当座預金 9 別段預金 (番号を○で囲んでください)		
口 座 番 号	(右詰めで記入してください)		
フリガナ			
口座名義人			

改め、同部分の備考3を削る。

この規程は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

(平成21年4月20日揭示済)